逗子市立中学校給食における
食物アレルギー等への対応指針

逗子市教育委員会

2025年（令和７年）９月　改訂

【目　次】

１．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．１

２．基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．２

３．食物アレルギー等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３
（１）対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３
（２）対応品目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．３
（３）対応方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４
①生徒自身による除去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４
②代替食(弁当)対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．４
③除去食の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．５
④飲用牛乳及び乳飲料等の除去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．５
⑤緊急時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．６
（４）除去食決定までの手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７
①要望書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７
②教育委員会と学校による協議・決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７
③書類の送付等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７
④除去食提供決定後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７
（５）代替食（弁当）の持参・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．７
（６）普通給食への変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８
（７）給食費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８
①除去食に係る給食費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８
②給食費変更の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ．８

【様式等】

１．はじめに

逗子市立中学校給食では、「逗子市立中学校給食における食物アレルギー等への対応指針」に基づき、食物アレルギー等への対応を実施します。

対応にあたっては、全ての生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるよう、安全性を最優先し、校長等の管理職をはじめとした全ての教職員と教育委員会が連携し、進めていきます。

本指針は、逗子市立中学校給食における食物アレルギー等への対応について、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」及び公益財団法人日本学校保健会が策定した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」を参考に策定するものです。

２．基本方針

（１）食物アレルギー等を有する生徒にも給食を提供します。提供にあたっては、安全性を最優先とした対応を行います。

（２）食物アレルギー等への対応にあたっては、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用)」､「確認書」等の書類提出、手続きを必須とします。

（３）食物アレルギー等への対応にあたっては、安全性確保のため、食物アレルギー等対応食（除去食）の提供を原則とします。

（４）食物アレルギー等対応食（除去食）の調理にあたっては、専用スペースを設け、安全を確保します。

（５）学校内の、**食物アレルギー対応委員会（※）**において、組織的に対応を行い、定期的に食物アレルギー対応の評価と見直しを行います。

（６）学校長は、アレルギー等疾患を有する生徒への給食提供にあたっては、十分な教育的配慮を行います。

※食物アレルギー対応委員会

学校管理職、担任教諭、養護教諭、保護者、教育委員会栄養士等で組織する食物アレルギーに対応する校内組織。

３．食物アレルギー等への対応

（１）対象者

○**食物アレルギー等（※１）**への対応については、原則として、次の生徒を対象とします。

・診察や食物負荷試験等の検査等に基づく医師の判断により、食物アレルギー等を原因として、給食の全部または一部の喫食が困難な生徒

・乳糖不耐症等、食物アレルギー以外の理由で、給食の全部または一部の喫食が困難な生徒

○食物アレルギー対応を継続して要望する場合、毎年の書類の提出、手続きを原則とします。

○乳糖不耐症等の疾患、食物アレルギー以外の理由により、給食の全部または一部の喫食が困難な場合も、医師の判断を示す書類については、毎年の提出、手続きを原則とします。

（２）対応品目

食物アレルギー等の対応は、**除去食（※２）**の提供とします。

除去食の提供にあたり、除去の対象となる品目は、**アレルギー表示が義務付けられている特定原材料８品目（※３）**のうち、「そば」「落花生」「くるみ」を除く、「乳（乳製品を含む）」「卵（鶏卵、うずら卵）」「小麦」「えび」「かに」の５品目とします。

「そば」「落花生」「くるみ」は、もとより使用しない食材としておりますので、特定原材料８品目全てに対応します。

※１　食物アレルギー等

食物アレルギーとは、「食物によって引き起こされる抗原特異的な免疫学的機序を介して生体にとって不利益な症状が惹起される現象」、「本来は体に害を与えない食べ物を異物と勘違いし、免疫反応が過敏に働いてしまう現象」をいいます。

逗子市立中学校給食においては、食物アレルギーに加え、ミルクに含まれる糖質である乳糖を消化吸収できず、著しい下痢や体重増加不良をきたす乳糖不耐症や、医師の診断、指示により、給食の喫食が困難な場合を合わせて「食物アレルギー等」とし、対応を行っていきます。

※２　除去食

食物アレルギーの原因となる特定原材料を取り除いて提供する給食のことで、除去した物の代わりに食べられる食品を使って調理を行う代替食ではありません。

※３　アレルギー表示が義務付けられている特定原材料８品目

食品表示法第４条で定められた食品表示基準において、アレルゲンを含む食品の表示が義務づけられているアレルギー物質は、「乳（乳製品を含む）」「卵（鶏卵、うずら卵）」「小麦」「えび」「かに」の５品目に、「落花生」「そば」「くるみ」を加えた８品目で、この８品目を特定原材料といいます。

（３）対応方法

食物アレルギー等への対応方法は、除去食の提供を基本としますが、生徒自身による除去や、弁当持参による対応も想定します。

①生徒自身による除去（特定原材料８品目以外に対するアレルギーの場合）

特定原材料８品目以外の特定原材料に準ずる食材（アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン）は、除去の対象になっていません。

これらに対するアレルギーがある場合は、事前に配付する給食の原材料を詳細に記した詳細献立表に従い、保護者や担任などの指示又は生徒自身の判断で、生徒自身が、普通給食から食物アレルギーの原因となる食材を取り除きます。

②代替食(弁当)対応

食物負荷試験において、ごく少量のアレルゲンの混入（コンタミネーション）で、アレルギー症状を起こすことが想定される場合や、直近のアナフィラキシー症例などにより、食物負荷試験を行うリスクが高く、食物負荷試験等を受けることができない場合は、アレルギー等対応食の提供が難しいため、除去食での対応ではなく、給食を提供せず、代替食（弁当）の持参による対応とします。

また、調味料で食物アレルギーの症状が発生する等、重度の食物アレルギーのため、食物アレルギー等対応食(除去食)であっても、給食を食べることが困難な場合も同様に、代替食（弁当）の持参による対応とします。

文部科学省から出された「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年３月）」では、完全除去を原則とする学校給食においても、次の表の調味料等については、基本的に除去する必要はないとされています。

これらの調味料等について食物アレルギーの症状が発生する場合も同様に、代替食（弁当）の持参による対応とします。

なお、「弁当」の持参にあたっては、「代替食持参要望書」の提出が必要になります。

○調味料・だし・添加物について

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物等
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖、乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ、酢、味噌
大豆	大豆油、しょうゆ、みそ
ごま	ごま油
魚類	かつおだし、いりこだし、魚しょう
肉類	エキス

③除去食の提供

普通給食で使う品目のうち、アレルギー表示が義務付けられている特定原材料５品目（「乳（乳製品を含む)」「卵（鶏卵、うずら卵)」「小麦」「えび」「かに」）の全てを使わない除去食を調理し、提供します。献立内容は普通給食と同じです。

なお、給食食材には、「落花生」「そば」「くるみ」は、もとより使用していません。

〇食物アレルギー等への対応食(除去食)について

・食物アレルギー等への対応食（除去食）は、年間を通しての提供となります。
・除去食の調理は専用のスペースで行います。
・除去品目は、１日１品目から２品目程度になるような献立を心がけます。
・飲用牛乳及び乳飲料等については、提供しない方法で除去します。
・献立の内容により、弁当の持参をお願いする場合があります。
・献立によっては、普通食とは別の献立になることもありますが、なるべく普通食に近くなるよう工夫をします。
・除去食を提供する範囲、食数等については、調理施設、人員等の状況により限りがあるため、アレルギー等への対応食（除去食）の提供範囲、食数等には、上限を設ける場合があります。

除去食の献立例

〇中華丼の「うずら卵」「えび」➡　「うずら卵」「えび」を入れない中華丼

※他の食材（豚肉や野菜等）を多く入れる等の工夫をします。

〇ポテトオムレツ　➡　卵以外の具材でのポテトソテー

④飲用牛乳及び乳飲料等の除去

除去食を希望しない乳アレルギーの生徒、及び乳糖不耐症等の生徒については、飲用牛乳及び乳飲料等の提供を中止します。

⑤緊急時の対応

緊急時の対応については、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル（2025 年４月版神奈川県教育委員会)」に沿った対応を行う事を原則に、各学校の食物アレルギー対応委員会等で緊急時の対応について全教職員に周知を図った上で、組織的に対応します。

食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順

アレルギー症状がある（食物の関与が疑われる）

原因食物を食べた（可能性を含む）

原因食物に触れた（可能性を含む）

↓

発見者が行うこと

① 子供から目を離さない、ひとりにしない

② 助けを呼び、人を集める

③ エピペン®と内服薬を持ってくるよう指示する

A 施設内での役割分担

アレルギー症状

全身の症状
- 意識がない
- 意識もうろう
- ぐったり
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくい
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- のどや胸が締め付けられる
- 咳
- 息がしにくい
- ゼーゼー、ヒューヒュー

消化器の症状
- 腹痛
- 吐き気・おう吐
- 下痢

皮膚の症状
- かゆみ
- じんま疹
- 赤くなる

顔面・目・口・鼻の症状
- 顔面の腫れ
- 目のかゆみや充血、まぶたの腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり
- 口の中の違和感、唇の腫れ

↓

緊急性が高いアレルギー症状はあるか？

5分以内に判断する

B 緊急性の判断と対応 B-1 参照

ある

B 緊急性の判断と対応 B-2 参照

① ただちにエピペン®を使用する　C エピペン®の使い方

② 救急車を要請する（119番通報）　D 救急要請のポイント

③ その場で安静にする

④ その場で救急隊を待つ

⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

エピペン®が2本以上ある場合 →

エピペン®を使用し10～15分後に症状の改善が見られない場合、次のエピペン®を使用する

C エピペン®の使い方

反応がなく呼吸がない →

心肺蘇生を行う

E 心肺蘇生とAEDの手順

ない

内服薬を飲ませる

↓

保健室または、安静にできる場所へ移動する

↓

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する

緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する（→ B 緊急性の判断と対応 B-2 参照）

F 症状チェックシート

２０２５年４月版

神奈川県教育委員会

（４）除去食決定までの手続き

学校給食における食物アレルギー対応の要望から、除去食の提供までの手続きについては、次のとおりとします

①要望書等の提出

アレルギー性疾患等を有する生徒の保護者は、除去食の提供を希望する場合、原則、毎年度１回、給食開始前に医師の診断を受け、食物アレルギー等対応食実施要望書（様式１）及び学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）（様式２）を教育委員会へ提出します。

アレルギー性疾患以外の理由で除去食の提供を希望する保護者は、食物アレルギー等対応食（除去食）実施要望書及び医師確認書（様式３）を教育委員会へ提出します。

教育委員会は、必要に応じ年度途中においても、上記、要望書等の再提出を求めることがあります。

②教育委員会と学校による協議・決定

教育委員会は、保護者から提出された書類に基づき、学級担任、給食関係職員（教育委員会栄養士、養護教諭等）と対応を協議・決定します。

③書類の送付等

教育委員会は、協議後、対応を決定した場合は、食物アレルギー等対応食実施要望書及び学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）又は医師確認書の写しと、食物アレルギー等対応食提供決定報告書（様式４）を学校長へ送付するとともに、要望のあった保護者に対し、アレルギー等対応食提供承諾書（様式５）を送付します。

④除去食提供決定後

２か月に一度程度、学校で食物アレルギー対応委員会を開催します。食材、施設等の理由により、除去食の提供が困難な日がある場合は、弁当の持参をお願いする場合があります。

（５）代替食（弁当）の持参

重度の食物アレルギー等のため、除去食の提供では対応が困難な場合で、弁当の持参を希望する保護者は、代替食持参要望書（様式６）及び学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）（様式２）を教育委員会へ提出します。

また、アレルギー性疾患以外の理由で除去食の提供では対応が困難な場合で、弁当の持参を希望する保護者は、代替食持参要望書及び医師確認書を教育委員会に提出します。

教育委員会は、代替食の持参を承認した際には、代替食持参承認書(様式７)を保護者に送付するとともに、保護者から提出された書類の写しを学校長へ送付します。この手続きをもって、代替食（弁当）の持参が決定します。

（６）普通給食への変更

アレルギー検査等の結果、医師が良好な兆しを認めた場合、保護者は、医師確認書（様式３）、普通給食変更要望書（様式８）及びアレルギー等検査結果表等を教育委員会に提出します。

教育委員会は、これを確認した場合は、給食変更確認書（様式９）を保護者に送付するとともに保護者から提出された書類の写しを学校長へ送付し、除去食の提供を中止し、普通給食の提供を開始します。

（７）給食費

①除去食に係る給食費

除去食にかかる給食費は次のとおりです。給食費の変更には②の手続きが必要です。

ア．牛乳及び乳飲料等を摂取しない場合	（別途連絡します）
イ．パンを摂取しない場合	別途調整
ウ．牛乳、乳飲料等及びパンを摂取しない場合	別途調整
エ．その他の除去の場合	（減額はありません）

②給食費変更の手続き

上記のア～ウに該当し、給食費の変更を希望する保護者は、給食費徴収額変更依頼書（様式10）を教育委員会に提出します。教育委員会は、給食費の変更を決定した場合は、給食費徴収額変更通知書（様式11）を保護者に送付します。

様式１

食物アレルギー等対応食実施要望書

年　　月　　日

逗子市教育委員会

学校名　　　　　　　中学校	年　　組　　番
生徒氏名（ふりがな）	生年月日　　　　年　　月　　日
保護者氏名	住　所 ＴＥＬ　　　（　　　）

食物アレルギー等の病型 （〇をつける）	１．即時型 ２．口腔アレルギー症候群 ３．食物依存性運動誘発アナフィラキシー ４．その他（　　　　　　　　　　　　）
原因食材 （〇をつける）	乳（乳製品を含む）　　卵（鶏卵、うずら卵）　　小麦 えび　　かに　　飲用牛乳のみ
食物負荷試験実施の有無 （〇をつける）	令和　　年　　月　　日　実施 実　施　　負荷試験実施食物（　　　　　　　　　　） 結果（　　　　　　　　　　　　） 未実施
緊急連絡先	名　前 ＴＥＬ　　　（　　　）

※この情報については、所属の中学校長に提供し、情報共有します。

様式２

学校生活管理指導表（食物アレルギー疾患用）　　　　　　　　　　　　　　逗子市教育委員会

名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　＿＿年＿＿月＿＿日生（＿＿＿歳）＿＿＿＿中学校　＿＿年＿＿組　提出日＿＿年＿＿月＿＿日

食物アレルギー（あり・なし）
アナフィラキシー（あり・なし）

病型・治療

A．食物アレルギー病型
1．即時型
2．口腔アレルギー症候群
3．食物依存性運動誘発アナフィラキシー

B．アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記入）
1．食物（原因　　　　　　　　　　　　　）
2．食物依存性運動誘発アナフィラキシー
3．運動誘発アナフィラキシー
4．昆虫
5．医薬品
6．その他（　　　　　　　　　　　　　　）

C．原因食物・診断根拠
該当する食品の番号に○をし、かつ《　　》内に診断根拠を記載
1．鶏卵《　　　　》
2．牛乳・乳製品《　　　　》
3．小麦《　　　　》
4．ソバ《　　　　》
5．ピーナッツ《　　　　》
6．甲殻類（エビ・カニ）《　　　　》
7．種実類・木の実類《　　　　》（　　　　　　　　　　　　　）
8．果物類《　　　　》（　　　　　　　　　　　　　）
9．魚類《　　　　》（　　　　　　　　　　　　　）
10．肉類《　　　　》（　　　　　　　　　　　　　）
11．その他１《　　　　》（　　　　　　　　　　　　　）
12．その他２《　　　　》（　　　　　　　　　　　　　）

［診断根拠］該当するもの全てを《　》内に記載
①明らかな症状の既往
②食物負荷試験陽性
③lgE 抗体等検査結果陽性

D．緊急時に備えた処方薬
1．内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬）
2．アドレナリン自己注射薬（「エピペン」）
3．その他（　　　　　　　　　　　）

学校生活上の留意点

A．給食
1．管理不要
2．保護者と相談し決定

B．食物・食材を扱う授業・活動
1．配慮不要
2．保護者と相談し決定

C．運動（体育・部活動）
1．管理不要
2．保護者と相談し決定

D．宿泊を伴う校外活動
1．配慮不要
2．食事やイベントの際に配慮が必要

E．その他の配慮・管理事項

（自由記載）

【緊急連絡先】

★保護者
電話：

★連絡医療機関
医療機関名：

電話：

記載日：　　年　　月　　日

医師名　　　　　　　　㊞

医療機関名

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を所属の中学校長に提供し、情報共有することに同意しますか。
1．同意する
2．同意しない　　　保護者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式３

医師確認書

年　　　月　　　日

逗子市教育委員会

生徒氏名	生年月日 年　　　月　　　日
原因食材	
●現在の状況 ＊万一、原因食材を摂取してしまった場合の学校で必要とされる応急処置	

病院名

住　所

電話番号

担当医師名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

●学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を所属の中学校長に提供し、情報共有することに同意しますか。

１．同意する。

２．同意しない。

保護者署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式４

食物アレルギー等対応食提供決定報告書

年　　月　　日

逗子市立　　　　　　　中学校長

逗子市教育委員会

以下の生徒のアレルギー等対応食の提供を決定したことを報告いたします。

アレルギー等対応食の実施内容は、別添「アレルギー等対応食提供承諾書」(写)のとおり。

生　　徒　　名	学年　組	備考
	年　　組	新規　・　継続　・　変更
	年　　組	新規　・　継続　・　変更
	年　　組	新規　・　継続　・　変更
	年　　組	新規　・　継続　・　変更
	年　　組	新規　・　継続　・　変更

様式５

年　　月　　日

アレルギー等対応食提供承諾書

様

逗子市教育委員会

次のとおり、アレルギー等対応食の提供について承認します。

逗子市立　　　　中学校 　　年　　組 生 徒 氏 名	生年月日　　　　　　年　　月　　日
アレルギー等対応食の内容 １．　除去食の提供 乳（乳製品を含む）　　卵（鶏卵、うずら卵）　　小麦　　えび　　かに ２．　飲用牛乳の提供中止	
その他 アレルギー等対応食開始月　　　　　年　　月より （　新規　・　継続　・　変更　）	

※この情報については、所属の中学校長に提供し、情報共有します。

様式６

代替食持参要望書

年　　月　　日

逗子市教育委員会

学校名	中学校	年　　　　　組
生徒氏名		
家庭から持参する食品等		
持参理由		
その他	・家庭から持参する場合は、いつ、何を持参するか等前もって担任に報告します。 ・持参内容については、学校の指示に従います。 ・事故等が発生した場合、学校の指示に従います。	

※この情報については、所属の中学校長に提供し、情報共有します。

要望者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生徒との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

様式７

代替食持参承認書

年　　月　　日

様

逗子市教育委員会

次のとおり、代替食の持参について承認します。

学校名	中学校	年　　　　組
生徒氏名		
家庭から持参する食品等		
持参理由		
その他	・家庭から持参する場合は、いつ、何を持参するか等前もって担任に報告すること。 ・持参内容については、学校の指示に従うこと。 ・事故等が発生した場合、学校の指示に従うこと。	

※この情報については、所属の中学校長に提供し、情報共有します。

様式８

普通給食変更要望書

年　　月　　日

逗子市教育委員会

次のとおり、普通給食への変更を要望します。

学校名　　　　　　　　中学校	年　　　組　　　番
生徒氏名（ふりがな）	生年月日　　　　年　　　月　　　日
保護者氏名	住　所 ＴＥＬ　　　　（　　　）
変更等を希望する理由	
変更等の内容	

※この情報については、所属の中学校長に提供し、情報共有します。

様式９

給食変更確認書

年　　月　　日

様

逗子市教育委員会

次のとおり、アレルギー等対応食の変更（中止）を確認します。

<table>
<tr><td colspan="2">学校名　　　　　　　中学校</td><td>年　　　組　　　番</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
生徒氏名</td><td>生年月日　　　　年　　　月　　　日</td></tr>
<tr><td colspan="3">変更等の内容

１　牛乳を含む普通給食を開始する

２　その他</td></tr>
<tr><td>変更日</td><td colspan="2">年　　　月　　　日</td></tr>
<tr><td>徴収額変更の有無</td><td colspan="2">☐　あり　　　　　　☐　なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">徴収額</td><td>変更前</td><td>円</td></tr>
<tr><td>変更後</td><td>円</td></tr>
</table>

※この情報については、所属の中学校長に提供し、情報共有します。

様式 10

給食費徴収額変更依頼書

年　　月　　日

逗子市教育委員会

学校名　　　　　　中学校		年　　組　　番
生徒氏名（ふりがな）		生年月日　　　年　　月　　日
保護者氏名		住　所 ＴＥＬ　　　（　　）
依頼事由の発生日	年　　月　　日	
依頼理由の具体的内容 いずれかに〇をつけてください		牛乳及び乳飲料等を摂取しない
		パンを摂取しない
		牛乳、乳飲料等及びパンを摂取しない

※この情報については、所属の中学校長に提供し、情報共有します。

様式 11

給食費徴収額変更通知書

年　　月　　日

様

逗子市教育委員会

次のとおり徴収額を変更しますので、通知します。

学 校 名	中学校　　　　年　　　　組	
氏　　名		
変更期間	年　　　　月分　　～　　　　　年　　　　月分	
変更理由		牛乳及び乳飲料等を摂取しない
		パンを摂取しない
		牛乳、乳飲料等及びパンを摂取しない
徴 収 額	変更前	円
	変更後	円

※この情報については、所属の中学校長に提供し、情報共有します。